

第4章 罰則

罰則

第49条 少量危険物等における罰則

第49条 少量危険物等における罰則

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第30条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者
- (2) 第31条の規定に違反した者
- (3) 第33条又は第34条の規定に違反した者

火災予防条例では、法第46条に基づき、罰則を設けている。条例中、火災の発生、延焼危険が大きい「第4章 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準」違反に対して罰則を設けている。

ただし、第30条の規定に違反して指定数量の1/5未満の危険物を貯蔵又は取扱った場合には、罰則がない点留意すること。

第50条 両罰規定

法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理

前条の違反行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰金刑を科す、両罰規定とその例外を定めたもの。